

# 福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊10)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	ページ
水 道 局	
○福岡市水道局事務分掌規程の一部改正（規程第 1 号）	1
○福岡市水道局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程等の一部改正（規程第 2 号）	2
○福岡市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正（規程第 3 号）	2
○福岡市水道局企業職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正（訓令第 2 号）	6
○福岡市水道局企業職員人事異動取扱規程の一部改正（訓令第 3 号）	6

## 水 道 局

福岡市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

### 福岡市水道事業管理規程第 1 号

福岡市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

福岡市水道局事務分掌規程（平成13年福岡市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「 水源林保全係」を 「 水源林保全係 事業調整課 事業調整係 企画係 」 に改め、「事業調整課 事業調整係 を 企画係 」

削る。

第 4 条総務課の分掌事務中第11号を削り、第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 情報公開に関すること。

第4条契約課の分掌事務第2号中カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ プロパンガス及び天然ガスの購入並びに電力供給

第4条契約課の分掌事務第4号本文中「各種工事等」の次に「並びに防災活動に関する基本協定書及び協定に基づく工事」を加え、同条同課の分掌事務第5号イ中「50万円」を「70万円」に改め、同条設備課の分掌事務第7号ただし書及び第8号ただし書中「技術管理課」を「技術企画課」に改める。

別表第2 2 主査の表中

総務部		働き方DX推進	2	を
総務部		働き方DX推進	3	
計画部	計画課	総合調整	1	に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市水道局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程等の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

**福岡市水道事業管理規程第2号**

福岡市水道局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程等の一部を改正する規程

(福岡市水道局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正)

第1条 福岡市水道局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程(昭和53年福岡市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「人事課長」を「労務課長」に、「あつては」を「あつては」に改める。

(福岡市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第2条 福岡市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程(平成5年福岡市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「人事課長」を「労務課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

## 福岡市水道事業管理規程第3号

福岡市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

福岡市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年福岡市水道事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

別表第7 6の項から105の項までを次のように改める。

6	1	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	1	1	6
11	1	1	1	1	1	1	7
12	1	1	1	1	1	1	8
13	1	1	1	1	1	1	9
14	2	1	1	1	1	1	10
15	3	1	1	1	1	1	11
16	4	1	1	1	1	1	12
17	5	1	1	1	1	1	13
18	6	1	1	1	1	1	14
19	7	1	1	1	1	1	15
20	8	1	1	1	1	1	16
21	9	1	1	1	1	1	17
22	10	1	1	1	1	1	17
23	11	1	1	1	1	1	18
24	12	1	1	1	1	1	18
25	13	1	1	1	1	1	19
26	14	1	1	2	1	2	19
27	15	1	1	3	1	3	20
28	16	1	1	4	1	4	20
29	17	1	1	5	1	5	21
30	17	2	1	6	1	6	22
31	17	3	1	7	1	7	23
32	18	4	1	8	1	8	24
33	18	5	1	9	1	9	25
34	18	6	1	10	1	10	26
35	19	7	1	11	1	11	27
36	19	8	1	12	1	12	28

37	19	9	1	13	1	13	29
38	20	10	1	14	1	14	29
39	20	11	1	15	1	15	30
40	20	12	1	16	1	16	30
41	21	13	1	17	1	17	31
42	21	14	2	17	1	17	
43	22	15	3	18	1	18	
44	22	16	4	18	1	18	
45	23	17	5	19	1	19	
46	23	17	6	19	1	19	
47	24	18	7	20	1	20	
48	24	18	8	20	1	20	
49	25	19	9	21	1	21	
50	25	19	10	22	2	21	
51	26	20	11	23	3	22	
52	26	20	12	24	4	22	
53	27	21	13	25	5	23	
54	27	22	14	25	6	23	
55	28	23	15	26	7	24	
56	28	24	16	26	8	24	
57	29	25	17	27	9	25	
58	29	25	18	27	9		
59	30	26	19	28	10		
60	30	26	20	28	10		
61	31	27	21	29	11		
62	31	27	22	29	11		
63	32	28	23	29	12		
64	32	28	24	30	12		
65	33	29	25	30	13		
66	34	29	26	30	13		
67	35	30	27	31	13		
68	36	30	28	31	14		
69	37	31	29	31	14		
70	37	31	30	32	14		
71	38	32	31	32	15		
72	38	32	32	32	15		
73	39	33	33	33	15		
74		34	34	33	16		
75		35	35	34	16		
76		36	36	34	16		

77		37	37	35	17		
78		37	38	35	17		
79		38	39	36	17		
80		38	40	36	18		
81		39	41	37	18		
82		39	42	37	18		
83		40	43	37	19		
84		40	44	38	19		
85		41	45	38	19		
86		41	46	38	20		
87		42	47	39	20		
88		42	48	39	20		
89		43	49	39	21		
90			50	40	21		
91			51	40	22		
92			52	40	22		
93			53	41	23		
94			54	41			
95			55	42			
96			56	42			
97			57	43			
98			57				
99			58				
100			58				
101			59				
102			59				
103			60				
104			60				
105			61				

別表第7 106の項から125の項までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。  
(切替日における昇格又は降格の特例)
- 2 切替日に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規程による改正後の福岡市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程第22条又は第23条の2の規定を適用する。

**福岡市水道局訓令第2号**

福岡市水道局企業職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成6年福岡市水道局訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

第5条第1項中「人事課長」を「労務課長」に改める。

**福岡市水道局訓令第3号**

福岡市水道局企業職員人事異動取扱規程（昭和53年福岡市水道局訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

第2条第1項中「1部及び辞令書の写しを3部作成し、辞令書は当該職員に交付し、辞令書の写しは2部を市長事務局（総務企画局人事部人事課長及び職員共済課長）に送付し、他の1部を人事記録として水道局総務部総務課長が保管する」を「作成し、当該職員に交付するとともに、当該職員に係る必要な事項を市長事務局（総務企画局人事部労務課長及び職員共済課長）と共有する」に改める。